

地区計画の届出の添付書類説明書

(都市計画法第58条の2第1項又は第2項による届出)

届出が必要な行為

地区計画の区域内で届出を必要とする行為は、下記の通りです。

行 為	内 容 説 明
(1) 土地区画形質の変更	切土、盛土及び区画等の変更
(2) 建築物の建築	「建築物」には車庫、物置、建築物等に付属する門又は塀などが含まれます。 「建築」とは新築、増築、改築、移転のことをいいます。
(3) 工作物の建設	「工作物」には垣、柵、煙突、塀、門などが含まれます。
(4) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更等の場合	広告塔、広告板及び案内板を設置する場合をいいます。

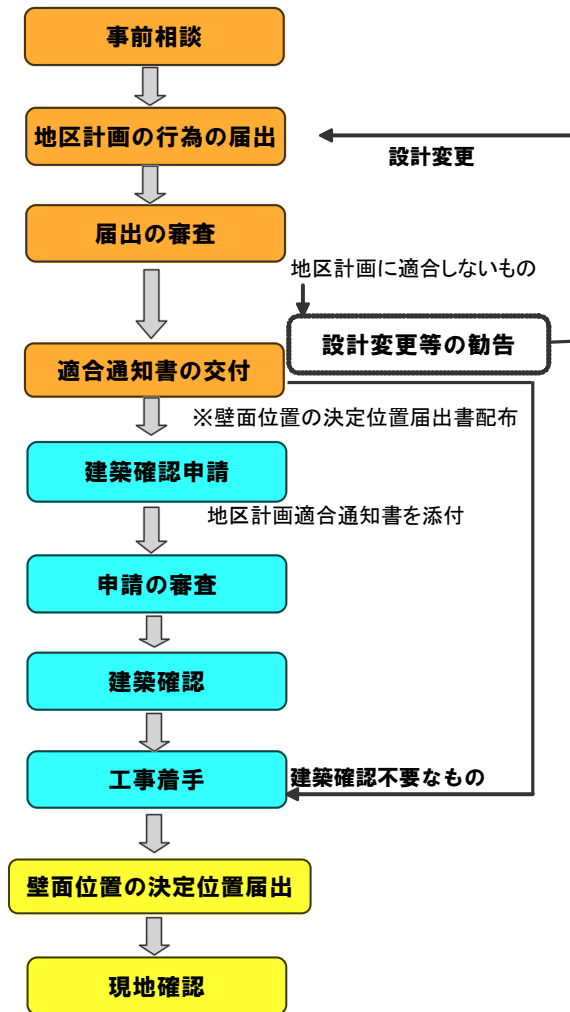
1. 届出の書類

「地区計画の区域内における行為の届出書」	2 通
「設計図書」	市確認建築物 2 通
	県確認建築物 3 通

行為の種類	図 面	縮 尺	備 考
(1) 土地区画形質の変更	案内図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	設計図	1/100 以上	構造図・断面図も含む
(2) 建築物の建築、工作物の建設	案内図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面、敷地境界からの距離を記入
	平面図	1/200 以上	各階のもの(工作物の場合不要)
	塀等の構造図	1/20 以上	塀等の構造を表示
(3) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更等の場合	案内図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	配置図	1/200 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面、敷地境界からの距離を記入
	立面図	1/20 以上	二面以上

必要に応じて、その他参考となるべき事項を記入した図書

地区計画についての手続きと建築確認申請の手続きの流れ
(届出は工事着手する日の30日前まで)



※建築確認不要の場合でも地区計画の届出は必要です。
※地区計画について内容や届出については都市計画課までお問合せください